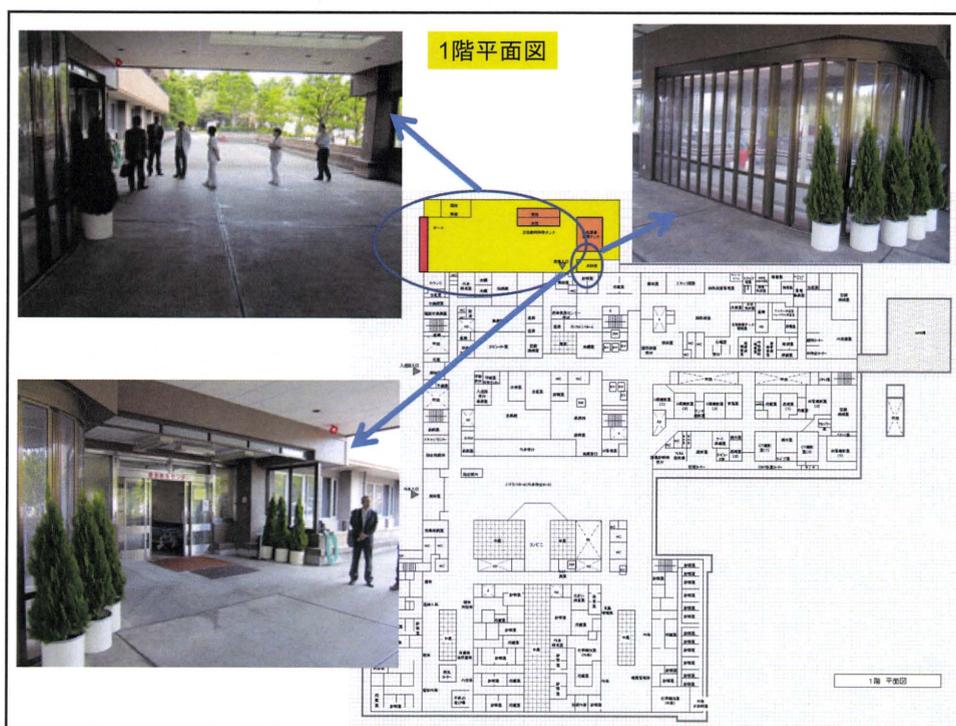
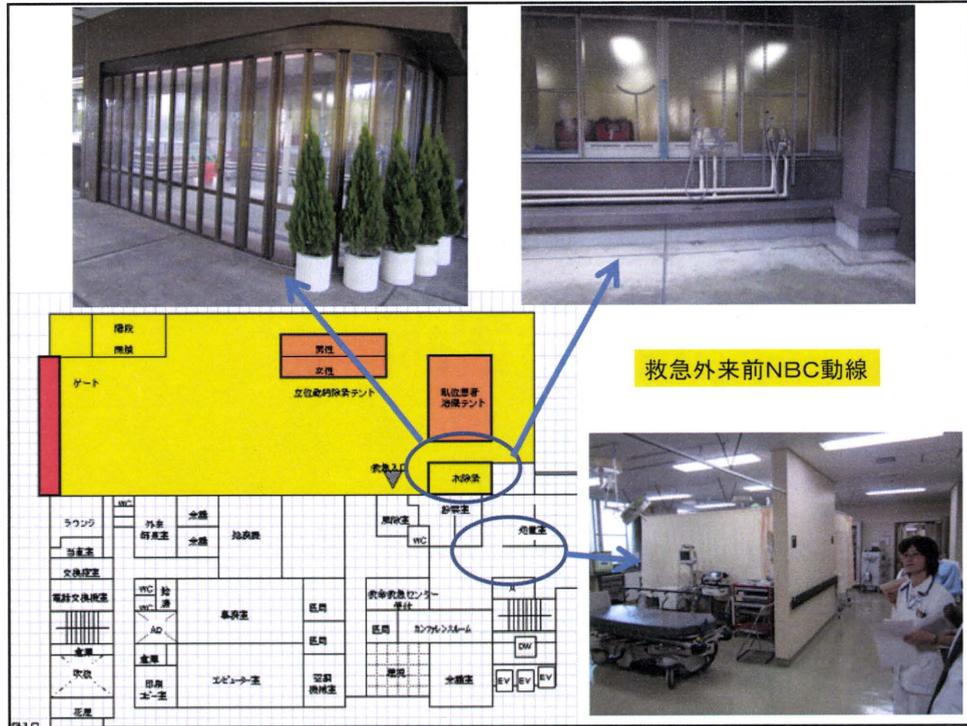




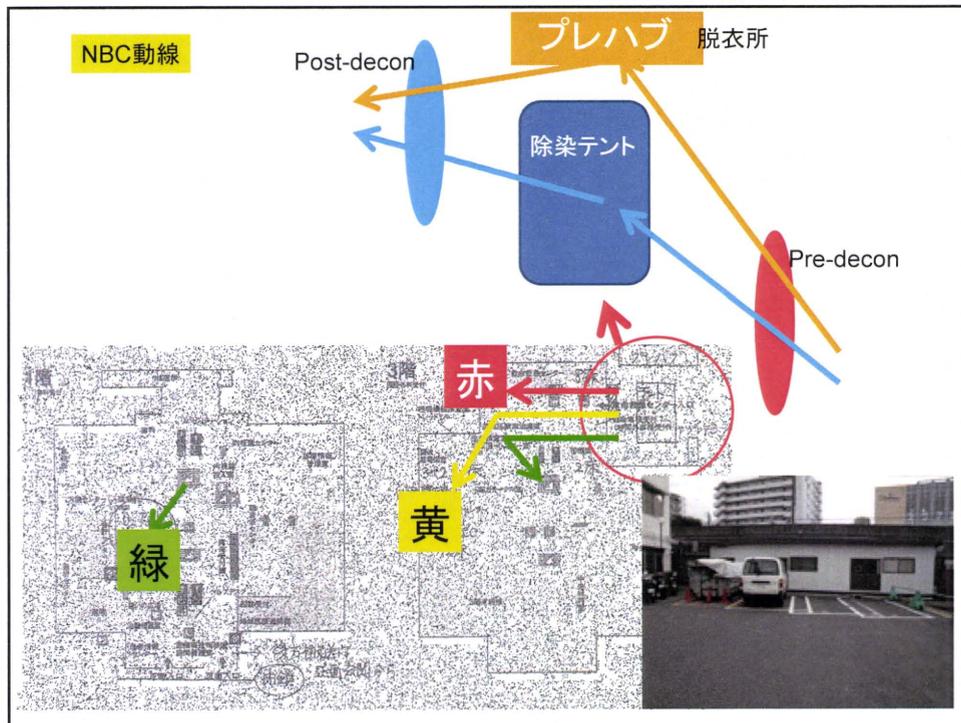
# 聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院



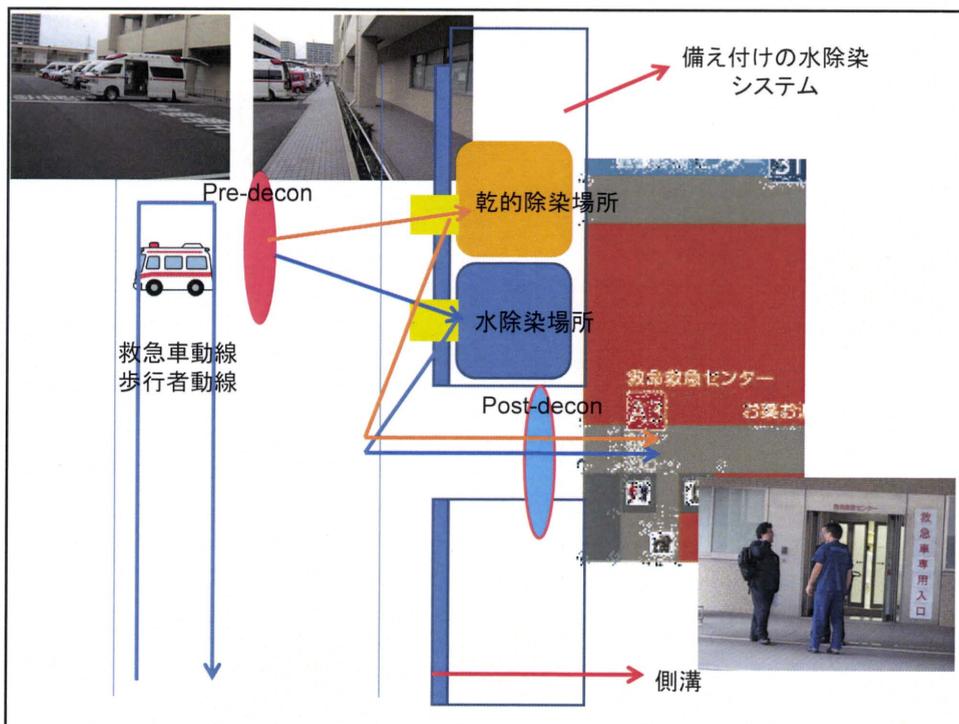


# 昭和大学藤が丘病院



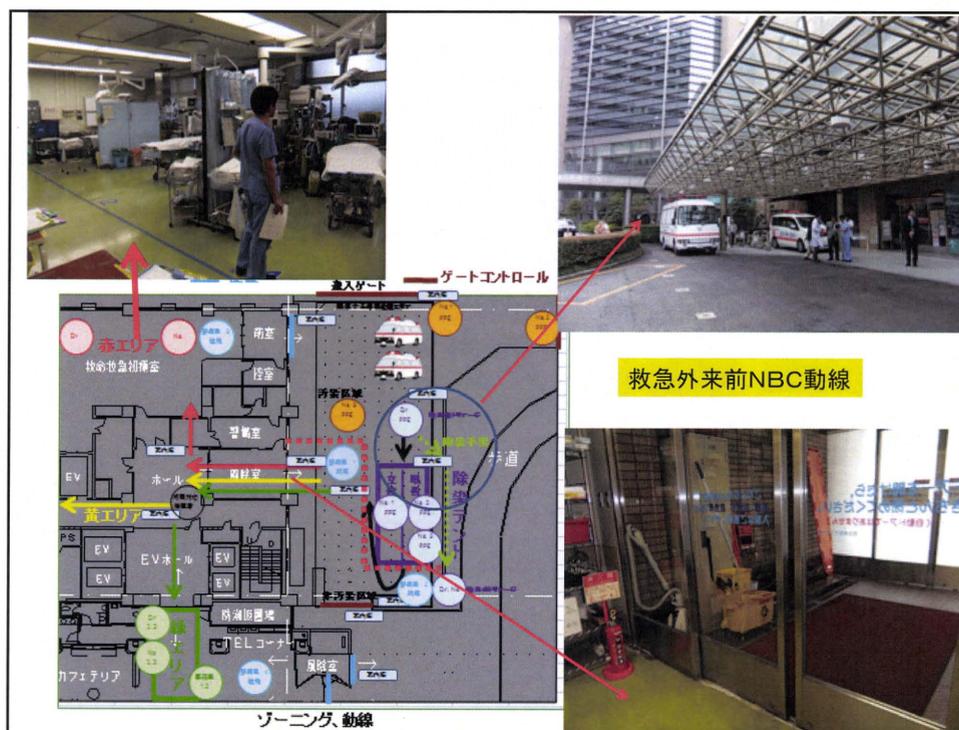


# 済生会横浜東部病院

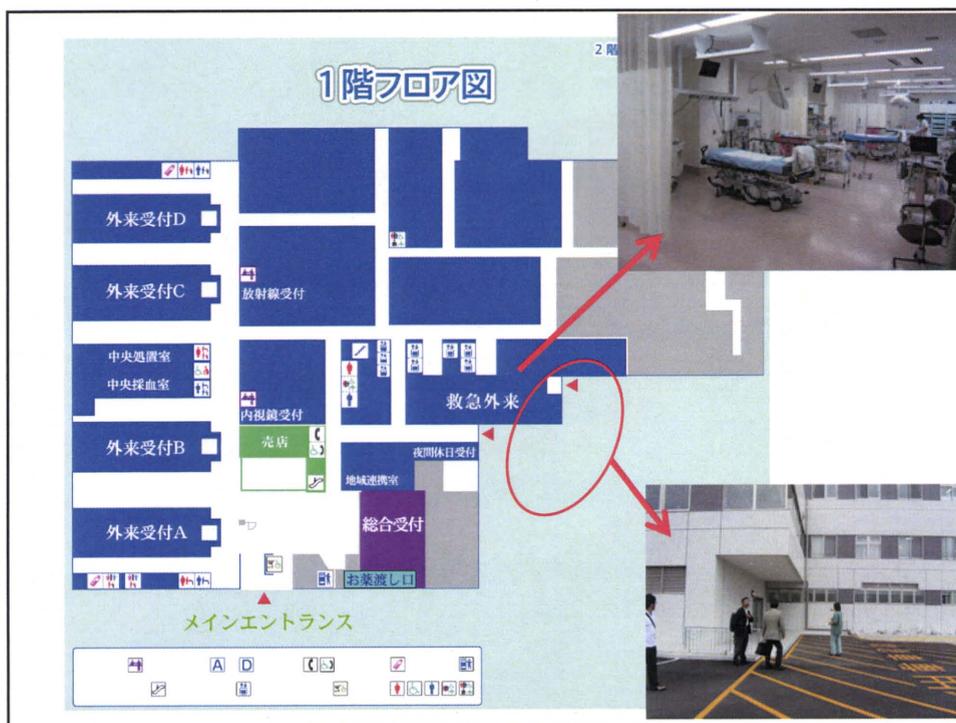




# 横浜市立大学附属 市民総合医療センター



# 国立病院機構横浜医療センター



**DMAT  
APEC 対応マニュアル**

**資料5  
DMAT の通信体制について**

APEC2010 DMAT通信体制 配置案 ver1.8

エリアブロック	携帯電話	所在地	無線コールサイン等	空中線電力	機種	無線管理担当	
DMAT本部	DMAT本部	けいゆう病院 13階会議室	にっせきかながわ31	25W	固定	高桑 唐謙	
			にっせきかながわ121	1W	ハンディー		
			にっせきかながわ122	1W	ハンディー		
			にっせきかながわ127	1W	ハンディー		
			にっせきかながわ128	1W	ハンディー		
			にっせきとうきょう101	1W	ハンディー		
			にっせきとうきょう102	1W	ハンディー		
			にっせきとうきょう103	1W	ハンディー		
			にっせきとうきょう18	10W	ハンディー		
			にっせきぐんま3	25W	車載		
			にっせきぐんま6	10W	車載		
			MCA災害セ 01番	2W	ポータブル		
			MCA災害セ 09番 (予備機)	2W	ハンディー		
			MCA災害セ 10番 (予備機)	2W	ハンディー		
			メディアセンター/ DMAT待機場所	メディアセンター/ DMAT待機場所	ハシフコ横浜 メディアセンター-救護室/ けいゆう病院4F研修室		簡易無線
にっせきとうきょう56	25W	固定				太田	
にっせきとうきょう105	1W	ハンディー				大野	
にっせきとうきょう106	1W	ハンディー					
にっせきとうきょう115	10W	可搬				大野	
MCA災害セ 02番	2W	ポータブル					
簡易無線	5W	ハンディー				関口	
にっせきとうきょう7	25W	固定					
にっせきぐんま116	5W	可搬					
会議センター/ DMA待機場所	会議センター/ DMA待機場所	ハシフコ横浜 会議センター-救護室/ けいゆう病院4F研修室				にっせきとうきょう107	1W
			MCA災害セ 05番	2W	ポータブル		
			簡易無線	5W	ハンディー	八木	
			にっせきかながわ34	10W	固定		
			にっせきかながわ129	1W	ハンディー		
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区	にっせきかながわ130	1W	ハンディー	辻	
			MCA 横浜市	2W	ハンディー		
			にっせきとうきょう3	25W	固定		大津救急車
			にっせきとうきょう108	1W	ハンディー		
			にっせきとうきょう109	1W	ハンディー		
			にっせきとうきょう110	1W	ハンディー		
			にっせきしが201	1W	ハンディー		
			にっせきしが202	1W	ハンディー		
			にっせきしが4	10W	車載		
			簡易無線	5W	ハンディー		
MCA災害セ 03番	2W	ポータブル					
MCA災害セ 07番	2W	ハンディー					
成田空港	成田空港	空港内救護所 NAA情報通信ビル3F研修室	にっせきとうきょう6	10W	車載	上門	
			簡易無線	5W	ハンディー	小澤	
			MCA災害セ 04番	2W	ポータブル		
			MCA災害セ 08番	2W	ハンディー		
日赤神奈川原支部	日赤神奈川原支部	横浜市中区 新宿区大久保 豊島区駒込 大田区中央 千葉市中央区	にっせきかながわ基地局	50W	基地	野口	
			MCA 横浜市	2W	ハンディー		
			にっせきとうきょう基地局	25W	基地		
			にっせきまごめ基地局	25W	基地		
			にっせきおおもり基地局	25W	基地		
日赤千葉東支部	日赤千葉東支部	千葉市中央区	にっせきらば基地局	50W	基地	増田	
			MCA災害セ 11番	2W	ハンディー	DMAT事務局	

日赤:VHF 150MHz帯 アナログ  
 簡易:UHF 400MHz帯 デジタル/アナログ  
 MCA:UHF 800MHz帯 デジタル

武蔵野赤十字病院 資料5.1

担当チーム

シフトについては別途策定

病院名	都道府県	業務調整員
東京医科歯科大学病院	東京	工藤 宮崎
前橋赤十字病院	群馬	太田 関口
愛媛県立中央病院	愛媛	豊永 伊藤
新潟市民病院	新潟	浅野 鈴木
豊津総合病院	群馬	秋田 佐藤
平鹿総合病院	秋田	徳島 古岡
徳島県立病院	徳島	兵庫 高加見
兵庫医科大学病院	兵庫	

病院名	都道府県	業務調整員
山形県立中央病院	山形	萬年
災害医療センター	東京	木崎 竹崎
近森病院	高知	宗石
相澤病院	長野	中込 内山
大津赤十字病院	滋賀	辻 西島

病院名	都道府県	業務調整員
京都第一赤十字病院	京都	上門 柿本
東北大学病院	宮城	
愛知医科大学病院	愛知	小澤 小谷
大阪府済生会千里病院	大阪	寺澤
済生会滋賀病院	滋賀	奥野 坂本

緊急時【休日夜間はオンコール】



# APEC JAPAN 2010 日赤無線通信配置運用要領

Ver 1.7

2010.11.12~15



DMAT日赤インスト ロジスティック部会

APEC JAPAN 2010 日赤無線通信配置確認チェック表

エリア	機材	管理者	教育	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	返却
	1 につせきかながわ31	高桑							
	2 ※につせきとうきょう18								
	3 につせきかながわ121								
	4 につせきかながわ122								
	5 につせきかながわ127								
	6 につせきかながわ128								
	7 につせきとうきょう101	唐鎌							
	8 につせきとうきょう102								
	9 につせきとうきょう103								
	10 につせきとうきょう18								
	11 につせきぐんま3	高桑							
	12 につせきぐんま6								
	13 につせきとうきょう6	太田							
	14 につせきとうきょう105								
	15 につせきとうきょう106								
	16 につせきとうきょう7								
	17 につせきぐんま115	高桑							
	18 につせきぐんま116								
	19 につせきとうきょう107	高桑							
	20 につせきかながわ34								
	21 につせきかながわ129	八木							
	22 につせきかながわ130								
	23 につせきとうきょう3	辻							
	24 につせきとうきょう108								
	25 につせきとうきょう109								
	26 につせきとうきょう110								
	27 につせきしが201								
	28 につせきしが202								
	29 につせきしが4	上門							
	30 につせききょうと6								



## ○日本赤十字社業務用無線局取扱規程

(昭和55年2月25日日本連内第2号)

改正 昭和59年5月日本連内第5号 昭和60年4月日本連内第5号

平成4年3月 総務第50号平成10年10月日本連内第28号

平成13年6月日本連内第6号平成16年7月日本連内第27号

日本赤十字社業務用無線局取扱規程を次のように定める。

### 日本赤十字社業務用無線局取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社業務用無線局(以下「無線局」という。)の取扱いに関する基本的事項を定め、電波法(昭和25年5月2日法律第131号)その他の関係法令(以下「関係法令」という。)に基づいて無線局を適正に管理、運用し、電波を能率的に使用することにより、災害救護活動等の赤十字事業における無線業務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局 日本赤十字社業務用無線局の基地局、携帯基地局、陸上移動局又は携帯局をいう。

(2) 施設 日本赤十字社の本社、支部、病院又は血液センターをいう。

(総括責任者)

第2条 無線局免許人である社長を全無線局についての総括責任者とする。

2 総括責任者は、全無線局についての総括管理監督を行うほか、本社及び本社の所管する施設にかかる無線局に関する業務を総括して行うものとする。

(支部総括責任者)

第2条の2 支部長の所管する施設にかかる無線局については、当該支部長を支部総括責任者とする。

2 支部総括責任者は、支部及び支部の所管する施設にかかる無線局についての管理監督を行うほか、それらの無線局に関する業務を統轄して行うものとする。

3 本社の所管する施設のうち、東京都以外の地域に所在する施設にかかる無線局の管理監督並びに業務については、前条第2項の規定にかかわらず、当該施設の所在する地域を管轄する支部の支部総括責任者がこれを行うものとする。

(開設及び変更)

第3条 支部総括責任者は、当該支部の管内に無線局を開設しようとするときは、総括責任者の承認を受けなければならない。

2 支部総括責任者は、その管轄する無線局の無線設備又はその設置場所を変更しようとするときも、前項と同様とする。

(法令諸手続の委任)

第4条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、関係法令に基づいて、管轄する無線局の申請、届出及び報告等の手続を行うものとする。この場合、支部総括責任者は、総括責任者の委任状の交付をうけてこれを行わなければならない。

(管理責任者及び運用責任者)

第5条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、無線局を設置する各施設ごとにそれぞれ管理責任者及び運用責任者を置かなければならない。

2 管理責任者及び運用責任者は、それぞれ別表第1に定める職員をもってこれにあてるものとする。

3 管理責任者は、関係法令の定めるところにより、当該施設にかかる無線局の適正な管理を期するとともに運用責任者を指揮監督し、無線設備の維持及び保全に必要な措置をしなければならぬ。

4 運用責任者は、関係法令の定めるところにより、当該施設にかかる無線局の適正な運用を期するとともに無線従事者を指揮監督し、関係書類の保管、管理並びに無線設備の保守、点検その他無線業務に必要な措置をしなければならぬ。

(管理組織)

第5条の2 無線局の管理組織は別図のとおりとする。

(無線従事者)

第6条 管理責任者は、無線設備の規模、移動する無線局の数及び業務の内容に応じ、当該施設職員の中から必要な資格免許を有する無線従事者を選任しておかなければならない。

2 前項の無線従事者の員数は、無線設備の規模に応じ、業務に支障をきたさない人員とする。

3 総括責任者若しくは支部総括責任者は、第1項および第2項の規定が守られていない場合は、当該管理責任者に対して無線従事者の確保を命ずることができらる。

4 無線従事者は、運用責任者の指揮のもとに無線局の運用にあたるものとする。

(点検整備)

第7条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、管理責任者をして無線設備を常に完全な状態で機能させるため、管轄する無線局の電圧及び電波の質等につき定期的に点検整備をさせなければならない。

(検査報告)

第8条 支部総括責任者は、管轄する無線局にかかる所轄の総合通信局の検査を受けた場合は、その結果を遅滞なく総括責任者に報告しなければならない。

(無線設備の操作)

第9条 無線設備の操作は、無線従事者が行うものとする。但し、非常通信業務を行う場合であって、無線従事者を無線設備の操作に充てることができることとできなればならびにその技術操作が相手方の無線局の無線従事者によって管理されている場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項但し書きの規定により、無線従事者以外の者が、無線設備の操作及び通信業務に従事する場合は考慮し、関係職員等に対して必要な教育と訓練を行わなければならない。

(非常の場合の通信体制)

第10条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、災害その他非常の場合における運用計画の作成、訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

(非常通信)

第11条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、無線局を運用して非常通信を実施したときは、所轄の総合通信局に報告しなければならない。

2 支部総括責任者は、前項の報告をしたときは、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

3 総括責任者若しくは支部総括責任者は、非常通信に関する訓練を実施する場合には、事前に所轄の総合通信局に計画書を添えて届けるとともに、実施後はその結果を報告するものとする。

4 支部総括責任者は、前項の届出及び報告をしたときは、その旨を総括責任者に報告するものとする。

(基地局の通信)

第12条 無線局設置の趣旨にかんがみ、基地局は常に開局しておかなければならない。

2 非常通信以外に基地局間の通信を行ってはならない。但し、傍受に関しては、この限りでない。

(通信の統制)

第13条 総括責任者は、必要に応じ無線局の通信を統制することができる。また、統制を行う無線局(以下「統制局」という。)を指定して、必要な時間を限り、統制をとらせることができる。

2 支部総括責任者は、管轄する無線局に対し、その通信を統制することができる。また、当該無線局のうちの適当な無線局を指定して、必要な時間を限り、統制をとらせることができる。

3 管轄する無線局の範囲を越えて、統制しようとする場合は、統制しようとする支部総括責任者は統制を受ける無線局が所属する総括責任者又は支部総括責任者の承認を受けなければならない。

4 統制局が指定された場合、その管轄下にある無線局は、統制局の指示に従わなければならない。また、その管轄下には無線局が、統制局の存在を知ったときは、これに協力しなければならない。

(一括呼出し)

第14条 一括呼出しに関する応答順位は、特別に定めのある場合を除き、全国又はブロック規模では、別表第2の順位とし、総括責任者若しくは支部総括責任者の管轄する無線局の範囲にあつては、呼出名称番号の若い順とする。

(事故に対する処置)

第15条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、管轄する無線局が通信を行うことができなくなつたときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

2 支部総括責任者は、管轄する無線局が無線通信を行うことができなくなつたときの状態が非常の場合の通信体制に著しく影響を及ぼすと認められるときは、すみやかにその旨を総括責任者に報告しなければならない。

(無線局の整備状況の報告)

第16条 支部総括責任者は、毎年4月末までに、前年度における無線設備及び無線従事者の整備状況その他必要な事項を総括責任者に報告しなければならない。

(管理、運用要領)

第17条 総括責任者若しくは支部総括責任者は、本社若しくは支部又は本社若しくは支部の所管する施設にかかる無線局の適正な管理、運用及び保守、点検等に関して必要な事項を定めておかなければならない。

附則(平成13年6月本連丙第6号)

この規則は、平成13年6月1日から施行し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附則(平成16年7月本連丙第27号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(別表第1)

責任者別

施設別

管理責任者 運用責任者

本社 救護・福祉部長 救護課長

支部 事務局長 救護担当課長

病産院 院長 無線業務を所掌する部課

血液センター 所長 長

(別表第2)

ブロック別 対応順位

第1

北海道支部、青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、

山形県支部、福島県支部

日赤秋田県支部

災害救護業務計画（平成21年5月）－43 / 94－

第2

本社、茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、埼玉県支部、千葉

県支部、東京都支部、神奈川県支部、新潟県支部、山梨県支部

第3

富山県支部、石川県支部、福井県支部、長野県支部、岐阜県支部、

静岡県支部、愛知県支部、三重県支部

第4

滋賀県支部、京都府支部、大阪府支部、兵庫県支部、奈良県支部、

和歌山県支部

第5

鳥取県支部、島根県支部、岡山県支部、広島県支部、山口県支部、

徳島県支部、香川県支部、愛媛県支部、高知県支部

第6

福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、

宮崎県支部、鹿児島県支部、沖縄県支部

(別図)

《災害救助に関する厚生省と日本赤十字社との協定》 昭和23年

1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるから、救助の実施については都道府県知事が責任を負うのであって、日本赤十字社は、これに協力するという建前である。法第31条の2第1項の規定は、災害救助法による救助に対する日本赤十字社の協力義務を総括的宣言的に述べたものである。

2 法第32条の規定による委託事項は、差し当って医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）で都道府県知事が委託を適当と認める範囲のものとす。委託については次の各項による。

(1) 委託の範囲について、都道府県知事は、日本赤十字社と協議して予め定めておき、厚生大臣の承認を得なければならぬこと。

(2) 都道府県知事から委託をうけた医療及び助産を行うため、日本赤十字社都道府県支部長は、日本赤十字社員又は契約による医師等からなる救護班を5コ班以上編成しなければならぬこと。日本赤十字社員が不足するため日本赤十字社員以外の医師を契約により上記の救護班に加える必要がある場合は、日本赤十字社員と看做して差し支えないこと。

(3) 日本赤十字社は、市（六大都市では特別区又は区とす。以下同じ）町村の区域毎に、医療関係者を以て医療班を編成すること。

(4) 日本赤十字社は、市町村の区域毎に、日本赤十字社奉仕団を編成し、第一救護に当る篤志救助員を設置すること。

(5) 都道府県知事は、法第31条の規定に基き主任大臣の命令を実施するため必要があると認めるときは、救護班の活動について日本赤十字社都道府県支部長に対し命令することが出来ること。その際日本赤十字社長及び日本赤十字社都道府県支部長は、緊密なる連絡に努めなければならないこと。

3 日本赤十字社には、地方公共団体以外の団体又は個人と同等の位置で救助に関し協力をなす立場とこれらの協力の連絡調整を行う立場とがあるが、日本赤十字社が政府の指揮監督の下に救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がなす協力に方向づけを与える立場は、法第31条の2第2項によって日本赤十字社だけに認められたものである。

なお連絡調整については、次の各項による。

(1) 日本赤十字社は連絡調整を行うため、委員会に諮問して必要な計画を作成し、都道府県知事の許可を受けなければならないこと。

(2) 都道府県知事は、日本赤十字社の行う連絡調整に関する前項の計画に基いて日本赤十字社に対し必要な指揮監督を行い、民間の団体及び個人のなす協力活動の効果を収めることに努めなければならないこと。

(3) 連絡調整事項は、例えば救助金品の募集、労力奉仕班の編成派遣、医療及び助産等であること。

日本赤十字社は、日本赤十字法（昭和27年法律第305号）により設立された法人であり、同法及び日本赤十字社定款により次の事業を行うこととされている。

《日本赤十字法（抄）》 昭和27年法律第305号

第1条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第27条 日本赤十字社は、第1条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

(1) 赤十字に関する諸条約に基き業務に従事すること。

(2) 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けけた者の救護を行うこと。

(3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

(4) 前項各号に掲げる業務のほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 前第1号及び第2号に掲げる業務には、第33条第1項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第28条 日本赤十字社は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保しておかなければならない。

第29条 日本赤十字社は、前条の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護師その他の特殊技能者を養成しなければならない。

第33条 国は、赤十字に関する諸条約に基き国の業務及び非常災害時における国の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

2 前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。

3 国は、日本赤十字社が第1項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第1項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合には、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

## APEC2010開催に伴うDMAT配置と日本赤十字社の協力について 2.0

- 1 日時 平成22年10月13日(水) 15:00～
- 2 場所 日本赤十字社神奈川県支部 〒231-8536 横浜市中区山下町70-7  
TEL 045(681)2123
- 3 出席者
- |               |           |                   |    |
|---------------|-----------|-------------------|----|
| 厚生労働省 DMAT事務局 |           | 大野龍男 氏            |    |
| 日本赤十字社神奈川県支部  | 事業部長      | 工藤孝志              |    |
| 日本赤十字社神奈川県支部  | 救護課長      | 野口理恵子             |    |
| 日本赤十字社東京都支部   | 救護課長      | 田中真人              |    |
| 横浜みなと赤十字病院    | 救命救急センター長 | 八木啓一 (統括DMAT)     | 未定 |
| 秦野赤十字病院       | 社会課長      | 唐鎌宏明 (日本DMATスタッフ) |    |
| 武蔵野赤十字病院      | 施設課長      | 高桑大介 (日本DMATスタッフ) |    |
- 4 検討内容
- (1) APEC開催に伴うDMAT配置と医療体制について 厚生労働省DMAT事務局  
 ・各会場DMATの配置と体制について 大野  
 ・警察・消防等の対応について  
 ・災害拠点病院等後方受入れ医療機関の対応と搬送手段について  
 ・警備、規制事項について
- (2) 神奈川県 東京都からの日本赤十字社への協力依頼について 支部担当課長  
 ・現時点までの依頼内容、打診等 野口 田中  
 ・災害未発生、マシガザリング、テロ対策、国民保護法活動等の赤十字側のスタンス
- (3) 通信の確保と日本赤十字社支部及び日本赤十字社DMATの協力について 高桑 唐鎌  
 ・通信 簡易無線 防災行政無線 MCA 赤十字無線  
 ・管理 法的根拠・日本赤十字社業務用無線局取扱規程・運用方法および管理  
 ・従事者 必要な教育と訓練 規程第9条関係  
 ・基地局(支部)の通信統制と非常通信時の基地局間通信  
 ・成田空港(千葉)の対応について  
 ・諸規程遵守の確認と本社、千葉、大津、京都第一、前橋と所属支部のコンセンサスについて
- (4) 本社・支部に対する厚生労働省からの依頼内容について  
 ・依頼文書の内容・発送と経由
- (5) その他  
 ・その他リソースの協力体制について

